令和８年度 埼ト協安全運転コンクール実施要領

１．目　　的　　業界内における交通安全意識の高揚と安全運転の励行を図るため。

２．名　　称　　埼ト協安全運転コンクール

３．主　　催　　一般社団法人埼玉県トラック協会 交通対策委員会

４．後　　援　　埼 玉 県 警 察 本 部
自動車安全運転センター 埼玉県事務所
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 埼玉県支部

５．実施期間　　令和８年６月１日（月）～１１月３０日（月）の６ヶ月間

６．実施方法　　会員より参加チームを募集し、期間中の無事故・無違反を競いあう。

７．参加チーム募集要領

（１）募集締切　令和８年５月７日（木）

（２）募集チーム　１０００チーム

（３）申 込 書　参加申込書 様式１ 、及び運転記録証明書交付申請書 様式２４

（４）申 込 先　一般社団法人埼玉県トラック協会 交通安全部
〒３３０－８５０６　さいたま市大宮区北袋町１－２９９－３
TEL　０４８－６４５－２７７１

（５）参 加 費　無料

（６）チーム構成
同一営業所に勤務している運転者１０名とし、１０名に満たない営業所は他の営業所又は他の会員営業所と合同でチームを編成することが出来る。
（但し、表彰状は１枚のみとなる。）
６月１日の時点に於いて１０名を下回ってスタートした場合は参加資格の対象外として扱うことにする。よってメンバーの変更は、５月３１日までに報告を行うこと。６月１日以降のメンバー変更は認めない。
なお、参加者は自動車運転免許証（普通以上）を有し、専ら運転に従事している者とし、県外営業所は認めない。

８．退職者の報告について
参加チームの中で退職者が出た場合は、その都度報告書 様式２ により協会へ報告する。

９．コンテスト期間中の事故・違反について
次の者は無事故・無違反資格者から除外する。
参加者が期間中に事故・違反をし、下記の範囲に該当する場合は、参加チーム代表者が、その都度、報告書 様式２ により協会へ報告する。

（１）安全運転センターで発行する運転記録証明書の経歴に加えられる事故・違反並びに期間内の免許の失効、取り消し、停止処分（５月３１日以前の事故・違反による期間内の免許の取り消し等の処分を含む。）

（２）安全運転センターで発行する運転記録証明書に加えられない構内事故等については物損事故の損害金額（過失割合によって算出される金額）が、２０万円以上となるもの、人身事故については全治１週間以上を要する事故。

（３）妨害運転、酒気帯び、飲酒による違反・事故があった場合は、当該事業者のすべての参加チームを表彰の対象外とする。

（４）第一当事者の死亡事故があった場合は、当該事業者のすべての参加チームを表彰の対象外とする。

１０．表　　彰

（１）表彰の種類と表彰チームの資格・要件

表 彰 の 種 類	資　　格　　・　　要　　件
県警交通部長と県ト協会長の連名による表彰 （優秀事業所）	６ヶ月間チームの参加者全員が無事故・無違反であり、かつ期間内に免許の失効、取り消し、停止処分のないこと。
県警交通総務課長と県ト協会長の連名による表彰 （優良事業所）	１１月末現在において、退職により参加者が１０名を下回った場合で、その全員が６ヶ月間無事故・無違反であり、かつ期間内に免許の失効、取り消し、停止処分のないこと。（但し、退職者は２名まで）
自動車安全運転センター埼玉県事務所長による表彰 （無事故・無違反１００年）	参加者全員の無事故・無違反の年数を合計した数が１００年以上となること。（参加者全員がＳＤカード取得対象となること）
県ト協会長による表彰 （優良事業所）	１１月末現在において、退職により参加者が８名を下回った場合で、その全員が６ヶ月間無事故・無違反であり、かつ期間内に免許の失効、取り消し、停止処分のないこと。（但し、退職者は４名まで）

（２）表彰は県警察本部と協議の上、交通対策委員会で決定する。

（３）表彰式は令和９年２月に開催予定。

１１．運転記録証明書の取り扱いについて

参加者個別の無事故・無違反の結果は公表しないものとする。

１２．この要領に定めのない事項に関しては、交通対策委員会で定めるものとする。